

平成30年度地域防災計画(原子力災害対策編)修正の概要

資料 3

○項目	新旧対照表 ページ	具体的内容
1. 原子力災害医療体制(H27.8原子力災害対策指針改正)		
①原子力災害医療体制		※別紙「福島県地域防災計画修正案について」(資料4)を参照してください。
②原子力災害医療機関の指定・登録		
③原子力災害医療調整官の設置		
2. 防護措置の実施方針策定 (H28.12原災マニュアル改訂、H29.4防災基本計画修正)	P 67 P 120 他	緊急時において、実施する対応をまとめた「防護措置の実施方針」について、原子力災害対策センターに設置される原子力災害合同対策協議会において関係者間で共有し、防護措置を実施する。
3. 熊本地震を受けた対応(H29.4防災基本計画修正など)		
①自然災害により屋内退避できない場合の対応	P 121	地震等での家屋倒壊等で、屋内退避の実施が困難な場合には、市町村が設定する避難所で屋内退避を実施する。近隣の避難所等で屋内退避が困難な場合には、市町村域を超えて屋内退避場所を調整する。
②屋内退避指示が出ていても人命最優先の観点から避難指示を行うこと	P 119	屋内退避中に発生した自然災害により屋内退避を継続することが適当で無い(危険がある)と判断される場合には、国の指示を待つことなく自治体の判断により避難を行う。
4. 民間事業者との協力協定締結を国が推進すること (H29.4防災基本計画修正)	P 38	事前対策として、広域的な応援要請先として、民間事業者との応援協定等の締結を進める。また、関係市町村においてもその取組を促進する。
5. 避難指示の内容追加(避難経路、避難先) (H29.4防災基本計画修正)	P 119	緊急時における住民等に対する指示内容の具体化(「具体的な避難経路、避難先を含む」を追加)
6. 国からの気象情報の提供 (H29.4防災基本計画修正、H29.12原災マニュアル改訂)	P 119	放射性物質が空間に放出された後、地方公共団体が実施する避難について、国が指示・助言等を行うこととされており、その際に地方公共団体は気象情報についても提供を受ける。
7. 警戒事態(自然災害)の要件変更 (H29.7原子力災害対策指針改正、H29.12原災マニュアル改訂ほか)	P 64 他	「県内で震度6弱以上の地震が発生した場合」から「立地町内で震度6弱以上の地震が計測された場合」に変更されたもの。
8. 警戒事態における国要請の基準明確化 (H29.10初動対応マニュアル、H29.12原災マニュアル改訂)	P 64 他	自然災害起因の警戒事態(立地町で震度6弱以上を観測)の場合で、原子力施設の重要な故障等が発生していない場合には国から防護措置の実施に係る要請等は出されない。
9. その他事項		
①地域原子力防災協議会の位置付け (H27.3防災基本計画修正)	P 31	国が自治体の地域防災計画・避難計画等の具体化を支援するため設置する「地域原子力防災協議会」を計画に位置付けると共に、連携して計画の具体化を進めることを明記する。
②国対策本部(合同本部)の名称変更 (H28.2防災基本計画修正)	P63 他	「原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室」「原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部」等の名称が変更されたもの。